

「②(エ) 公示・公告等」に係る具体的に講ずべき措置の方針

記号	意味	具体的に講ずべき措置
c4①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合	公示・公告・公表等の 存置を許容
c4②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合	
c4③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合	
c4 甲	特定の者に権利を付与し、他の者の権利を失わせるために、第三者対抗要件として行われる場合	
c4 乙	不特定多数の者が、不適格な施設を利用し、又は不適格な事業者と取引することにより、その利益が害されるおそれがある場合に、施設又は事業者の適格又は不適格を周知する手段として行われる場合	要式性のない公表 又は縦覧・閲覧を許容
×	いずれにも該当しない場合	廃止又は公示・公告・ 公表等に関する努力・ 配慮義務に係る規定化

(備考)

1. 「要式性のない公表」とは、いかなる形式によるかを問わず、一般国民若しくは一定地域の住民又は少なくとも不特定多数の人々が知ることのできる状態に置くことをいう。「要式性のない公表」の義務付けがなされている場合、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットホームページへの掲載、刊行物の発行等のいずれの形式によっても、公表しなければならないとする法的義務が充足される。「公示」、「公告」等として法文上規定されている場合であっても、この定義に当てはまる場合にはこれに含む。
2. c4 乙によって許容される「縦覧・閲覧」は、書面等による方法によるか、インターネットホームページへの掲載等の電磁的記録による方法によるかを問わず、いかなる形式によっても、縦覧・閲覧の法的義務が充足されるものに限る。

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
1	2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	第13条	第3項	地方公共団体の長	落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるもの又は地方公共団体が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び地方公共団体の長が作成した第11条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるもの	公表	c4Z	c4Z	確認	
1	2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	第20条	第2項	地方公共団体の長	契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち規則で定めるもの	公表	c4Z	c4Z	確認	
1	2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	第21条	第3項	地方公共団体の長	契約の変更の内容に関する事項のうち規則で定めるもの	公表	c4Z	c4Z	確認	
1	2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	第22条	第4項	地方公共団体の長	第22条第2項及び第3項の規定による措置を講じた旨、その内容及びその理由	公表	c4Z	c4Z	確認	
1	2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	第34条	第4項	地方公共団体	契約を締結した旨、当該契約の相手方となる公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称、当該公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務の内容及びその期間	告示	c4③	◆	◆	
1	2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	第34条	第7項	地方公共団体の長	・契約を解除した旨、その理由及び当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称 ・特定業務の全部又は一部の停止を命じた旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間	告示	c4③	◆	◆	
2	1	地方自治法	第260条	第2項	都道府県知事	市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする旨の届出を受理した旨	告示	c4①	◆	◆	
2	1	地方自治法	第263条の2	第3項	関係普通地方公共団体の長	公益的法人の事業の経営状況	公表	×	×	○	
2	3	構造改革特別区域法	第12条	第6項	認定地方公共団体	学校設置会社の設置する学校に係る評価の結果	公表	c4Z	c4Z	確認	
2	4	地域再生法	第12条	第7項	地方公共団体	協議会を組織した旨	公表	c4③	◆	◆	
2	5	住居表示に関する法律	第3条	第3項	市町村	住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号	告示	c4①	◆	◆	
2	5	住居表示に関する法律	第5条の2	第1項	市町村長	町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の案	公示	c4②	◆	◆	
2	5	住居表示に関する法律	第5条の2	第4項	市町村長	町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の案に対する変更の請求の要旨	公表	c4③	◆	◆	
2	7	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律	第3条	第4項	地方公共団体	郵便局を指定した旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間	告示	×	×	○	
2	7	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律	第4条	第3項	地方公共団体の長	・事務取扱郵便局の指定を取り消した旨及び当該事務取扱郵便局の名称 ・事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部又は一部の停止を命じた旨、当該事務取扱郵便局の名称、当該停止を命じた郵便局取扱事務及び当該停止を命じた期間	告示	×	×	○	
2	8	特定非営利活動促進法	第10条	第2項	所轄庁	特定非営利活動法人の認証の申請があった旨及び第10条第2項各号に掲げる事項	公告	c4Z	c4Z	確認	
2	8	特定非営利活動促進法	第10条	第2項	所轄庁	第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類	公衆の縦覧	c4Z	c4Z	確認	
2	8	特定非営利活動促進法	第29条	第2項	所轄庁	特定非営利活動法人から届出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等(過去三年間に届出を受けたものに限る。)又は定款等	閲覧	c4Z	c4Z	確認	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認、表式性のない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
3	4	当せん金付証券法	第6条	第3項	都道府県知事又は特定市の市長	一定期日までに申請する銀行等に対し、当せん金付証券の発売等の事務を委託して取り扱わせ、かつ、当せん金付証券の売得金のうち、第6条第3項各号に掲げる金額の合計額に相当するものを帰属させる旨	公告	c4③	◆	◆	
4	1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第108条	第1項	行政庁	第106条第2項の規定による届出があった旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
4	1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	第127条	第4項	認可行政庁	移行法人から提出を受けた公益目的支出計画実施報告書	閲覧又は謄写	c4Z	c4Z	確認	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第10条		行政庁	公益認定をした旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第13条	第2項	行政庁	第13条第1項第1号に掲げる変更について同項の規定による届出があった旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第22条	第2項	行政庁	公益法人から提出を受けた財産目録等	閲覧又は謄写	c4Z	c4Z	確認	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第24条	第2項	行政庁	第24条第1項の規定による届出があった旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第26条	第4項	行政庁	第26条第1項又は第3項の規定による届出があった旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第28条	第2項	行政庁	第28条第1項の勧告の内容	公表	c4Z	c4Z	確認	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第28条	第4項	行政庁	第28条第3項の規定による命令をした旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第29条	第4項	行政庁	第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消した旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
4	2	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第44条	第1項	合議制の機関	諮問に対する答申の内容	公表	c4Z	c4Z	確認	
4	3	遺失物法	第8条	第2項	道府県警察本部長	都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から第8条第1項の規定による通報を受けた物件に関する情報	公表	c4②	◆	◆	
4	12	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	第23条		警察本部長	委員会が留置業務管理者に対して述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容の概要	公表	×	×	×	いわゆる「国際人権B規約」の規定に基づき、締約国である我が国はB規約人権委員会による審査を受けており、我が国は同委員会から、留置施設視察委員会の機能が不十分であると指摘されているところ、留置施設視察委員会の意見等を公表することについては、委員会の実効性を担保するものと考えられるとともに、国際機関から勧告されている事項に的確に対処するために欠かせない手段となっている。 このB規約人権委員会は、締約国の提出する報告を検討する機関(審査する権利を有する者)であり、締約国において国際人権B規約において認められている権利が実現されているかを審査する立場にあるところ、同委員会が、留置施設視察委員会の機能が十分かどうかを判断する場合には、公表されている内容等を確認するなどして、その結果、我が国に勧告(主張)することとなると考えられる。 本案の規定による「公表」については、今回示された「公示・公表等」に係る具体的に講ずべき措置の方針の「c4②」でいう「権利を有している者(中略)に主張の機会を付与するために行われる場合」に該当すると置えるとともに、国際機関からの要請に対応するために必要な最低限度の義務付けであることから、本案の規定については、存置が許容されるべきである。

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認、要式性のない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
4	18	古物営業法	第8条の2	第1項	都道府県公安委員会	古物商の氏名又は名称、第5条第1項第6号に規定する文字、番号、記号その他の符号及び許可証の番号	閲覧	c4Z	c4Z	×	インターネットを利用して取引を行う古物商について、営業所等が所在する都道府県公安委員会がその氏名又は名称、URL及び許可証の番号を表示した名簿を公衆の閲覧に供する場合、古物営業法上その方法はインターネットに限定されているため、本項の閲覧は「要式性のない公表又は縦覧・閲覧」に該当しない。 このように閲覧の方法をインターネットに限定している趣旨は、インターネットを利用して古物商と取引を行うおとす不特定多数の顧客が、表示された許可証の番号等の真正性をコンピュータ端末に向かったまま容易に確認できる環境を構築し、「不特定多数の者が、不適格な古物商と取引することにより、その利益が害されるおそれがある場合に、古物商の適格を周知する手段」である本項の閲覧の実効性を最大限に高めることを通じて、無許可の古物商が許可業者を装うといった虚偽の表示を抑制し、「盗品等の売買の防止」を図るという古物営業法の目的を効果的に達成するためである。 仮に、本項の閲覧を「要式性のない公表又は縦覧・閲覧」へと見直すこととした場合、営業所等が所在する都道府県公安委員会が、インターネット以外の方法（官報や地方公共団体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示等）により公衆の閲覧に供することが可能となるが、大多数の顧客は、古物業者のホームページに表示された許可証の番号等の真正性を容易かつ直ちに確認する手段を持たない可能性が高いため、当該見直しによって、顧客が無許可業者との取引により不利益を受ける可能性が極めて高くなるとともに、無許可業者を排除して盗品等の売買を防止することが困難になる。 したがって、古物営業法の目的を達成するためには、当該見直しは不可能と考える。
4	19	質屋営業法	第7条	第2項	都道府県公安委員会	質屋の設けるべき質物の保管設備についての基準	告示	c4①	◆	◆	
4	25	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第7条	第1項	都道府県公安委員会	指定に係る暴力団の名称その他の国家公安委員会規則で定める事項	公示	c4①	◆	◆	
4	25	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第7条	第4項	都道府県公安委員会	第7条第1項の規定により公示された事項に変更があった旨	公示	c4①	◆	◆	
4	29	道路交通法	第108条の32の2	第2項	都道府県公安委員会	第108条の32の2第1項の認定をした旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
5	2	国土利用計画法	第12条	第3項	都道府県知事	規制区域の指定並びにその区域及び期間	公告	c4①	◆	◆	
5	2	国土利用計画法	第12条	第5項	都道府県知事	規制区域及び期間等を市町村に周知させるための必要な措置	周知	c4①	◆	◆	
5	2	国土利用計画法	第12条	第8項	都道府県知事	規制区域の指定が相当であることについて土地利用審査会の確認を受けられなかったこと	公告	c4①	◆	◆	
5	2	国土利用計画法	第12条	第12項	都道府県知事	規制区域について指定の事由がなくなった旨	公告	c4①	◆	◆	
5	3	多極分散型国土形成促進法	第8条	第3項	都道府県	振興拠点地域基本構想	公表	×	×	○	
5	5	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	第8条	第1項	公共施設等の管理者	客観的な評価の結果	公表	c4Z	c4Z	確認	
5	7	国土調査法	第6条	第5項	都道府県知事	国土調査の指定等	公示	×	×	○	
5	7	国土調査法	第6条の3	第5項	都道府県知事	事業計画	公示	×	×	○	
5	7	国土調査法	第7条		国土調査を行う者（都道府県又は市町村）	国土調査期間等	公示	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認、形式的でない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
5	7	国土調査法	第21条	第2項	都道府県知事又は市町村長	国土調査の成果の写	閲覧	×	×	×	国土調査は、国土の開発、保全、利用の高度化のために土地分類調査、水調査、地籍調査を行い、農地整備、営農計画、まちづくりや都市計画の策定等国民の諸活動に当該調査の成果を活用することを目的として行われるものである。 国土調査法第21条第2項に基づき国土調査の成果を閲覧することは、特定の者に限らず、農業従事者、まちづくり関係者等を始め、広く国民一般に国土調査の成果を活用可能とし、各々が合理的かつ経済的な土地利用の方向性を見出すことにより、上述の国土調査法の目的を果たし、社会的な便益を高めてい上で必要不可欠な手続きとなっている。すなわち、国土調査は、成果を得ること自体ではなく、得られた成果を広く国民に還元し、国民生活の発展に資することがその本質となっている。 例えば、地籍調査の成果を閲覧することにより、無用な境界紛争を防ぐことができる。土地分類調査の成果を閲覧することにより、当該土地でどのような作物を育てるがふさわしいのかを確認することができる。 また、当該条項が廃止されると、第17条2項に基づいて調査上の誤等を申し出た者が、当該申出による地図等の修正がなされたか否かを確認・修正する機会を確保できなくなり、国土調査に対する信頼を失うことになりかねず、現在は国民に保障されている国土調査の成果へのアクセスバリアが今後きわめて低下するばかりか、国土調査法がねらいとする社会的便益の増進を損なうおそれがある。よって、当該条項の廃止等の措置を講ずることは困難である。
5	14	沖縄振興特別措置法	第21条	第6項	沖縄県知事	第21条第1項の認定に係る申請があった旨	公告	c4②	◆	◆	
5	14	沖縄振興特別措置法	第21条	第6項	沖縄県知事	保全利用協定	縦覧	c4②	◆	◆	
5	14	沖縄振興特別措置法	第21条	第9項	沖縄県知事	保全利用協定の内容	周知	c4Z	c4Z	確認	
5	14	沖縄振興特別措置法	第24条	第2項	沖縄県知事	第24条第1項の規定により認定を取り消した旨	公表	c4Z	c4Z	確認	
5	22	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	第7条	第2項	市町村長	前条第一項の認定をしたときは、その旨を公告。	公告	c4③	◆	◆	
5	22	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	第7条	第2項	市町村長	前条第一項の認定をしたときは、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供する。	縦覧	c4③	◆	◆	
5	22	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	第7条	第2項	市町村長	前条第一項の認定をしたときは、協定区域である旨を当該区域内に明示。	明示	c4③	◆	◆	
5	22	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	第9条	第2項	市町村長	前項の規定による認定の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る土地所有者等に通知するとともに、公告。	公告	c4③	◆	◆	
5	24	測量法	第21条	第1項	測量計画機関(市町村又は都道府県)	設置した永久標識又は一時標識の種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項	公表	c4①	◆	◆	
5	24	測量法	第23条	第1項	測量計画機関(市町村又は都道府県)	移転、撤去又は廃棄した永久標識又は一時標識の種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項	公表	c4①	◆	◆	
5	25	土地収用法	第23条	第2項	都道府県知事	起業者の名称等	公告	c4②	◆	◆	
5	25	土地収用法	第28条の2		起業者(市町村又は都道府県知事)	土地所有者及び関係人が受け取ることができる補償その他国土交通省令で定める事項	周知	c4③	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第9条	第3項	都道府県知事	施行者の氏名等	公告	c4①	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第11条	第8項	都道府県知事	国土交通省令で定める事項(土地区画整理事業の名称等)	公告	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認・要式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
5	26	土地区画整理法	第20条	第1項	都道府県知事	市町村長に事業計画を縦覧に供させる	縦覧	c4②	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第29条	第2項	都道府県知事	理事の氏名及び住所	公告	c4甲	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第51条の8	第1項	都道府県知事	市町村長に規準及び事業計画を縦覧に供させる	縦覧	c4②	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第58条	第8項	都道府県知事又は市町村長	委員の改選の請求の要旨	公表	c4③	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第71条の3	第4項	都道府県知事	施行規程及び事業計画	縦覧	c4②	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第84条	第2項	施行者(市町村又は都道府県)	関係簿書の閲覧又は複写	閲覧又は複写	c4①	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第85条の2	第7項	施行者(市町村又は都道府県)	申出に係る宅地を換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定したこと	公告	c4①	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第85条の3	第6項	施行者(市町村又は都道府県)	申出に係る宅地の一部又は全部を換地計画においてその宅地についての換地を市街地再開発事業区域内に定められるべき宅地として指定したこと	公告	c4①	◆	◆	
5	26	土地区画整理法	第85条の4	第7項	施行者(市町村又は都道府県)	申出に係る宅地の一部又は全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区に定められるべき宅地として指定したこと	公告	c4①	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第12条	第4項	協議会の構成員	事業概要書の内容を周知させる	周知	c4②	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第23条	第1項	都道府県知事	登録簿	閲覧	c4①	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第28条	第5項	都道府県知事	使用の認可に基づく権利の譲渡の承認	告示	c4①	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第29条	第3項	都道府県知事	使用認可の取消し	告示	c4①	◆	◆	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第30条	第2項	都道府県知事	事業区域の全部又は一部の使用が廃止又は変更されたこと	告示	c4①	◆	◆	
5	30	公有水面埋立法	第11条		都道府県知事	埋立の免許の日等	告示	c4甲	◆	◆	
5	30	公有水面埋立法	第22条	第3項	市町村長	関係図書	閲覧	c4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第5条	第5項	都道府県	都市計画区域の指定	公告	c4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第5条の2	第3項	都道府県	準都市計画区域の指定	公告	c4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第36条	第3項	都道府県知事	開発行為に関する工事が完了した旨	公告	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認、形式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
6	1	都市計画法	第52条の3	第1項	施行予定者	国土交通省令で定める事項	公告	c4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第52条の3	第1項	施行予定者	市街地開発事業等予定区域内の土地建物等の有償譲渡につき制限があること	周知	c4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第55条	第4項	都道府県知事	事業予定地を指定するとき、又は土地の買取りの相手方を定める旨	公告	c4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第57条	第1項	都道府県知事	国土交通省令で定める事項	公告	c4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第57条	第1項	都道府県知事	事業予定地内の土地の有償譲渡について、制限がある旨	周知	c4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第62条	第1項	都道府県知事	都市計画事業の認可をしたときにおける、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地	告示	c4①	◆	◆	
6	1	都市計画法	第81条	第3項	都道府県知事又は指定都市等の長	工作物等の是正措置命令等を行った旨	公示	c4①	◆	◆	
6	2	都市再生特別措置法	第58条	第3項	市町村	国道の新設等又は国道の維持等を行うとする旨等	公示	c4③	◆	◆	
6	2	都市再生特別措置法	第73条	第2項	市町村長	都市再生整備推進法人を指定したときにおける、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	2	都市再生特別措置法	第73条	第4項	市町村長	都市再生整備推進法人の名称、住所又は事務所の所在地を変更する旨の届出	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	2	都市再生特別措置法	第76条	第4項	市町村長	都市再生整備推進法人の指定を取り消した旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	3	都市再開発法	第7条の3	第2項	市町村長	未登記の借地権を有する者は第三項の規定による申告を行うべき旨	公告	c4②	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第7条の6	第2項	都道府県知事	土地の買取りの申出の相手方を定める旨	公告	c4③	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第7条の15	第1項	都道府県知事	施行(個人施行)の認可をしたときにおける施行者の氏名等	公告	c4①	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第7条の17	第8項	都道府県知事	施行者の変動に係る規約の認可をしたときにおける新たに施行者となつた者の氏名等	公告	c4甲	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第16条	第1項	都道府県知事	施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供さなければならない。	縦覧	c4②	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第19条	第1項	建築府県知事	施行(組合施行)の認可をしたときにおける組合の名称等	公告	c4①	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第28条	第2項	都道府県知事	組合の理事長の氏名及び住所	公告	c4甲	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第50条の8	第1項	都道府県知事	施行(再開発会社)の認可をしたときにおける再開発会社の名称等	公告	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認・要式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
6	3	都市再開発法	第113条		都道府県知事	事業代行開始	公告	c4③	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第117条	第1項	都道府県知事	事業代行終了の旨	公告	c4③	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第117条	第2項	都道府県知事	事業代行終了の旨	公告	c4③	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第118条の20	第1項	施行者	公共施設の整備に関する工事が完了した旨	公告	c4①	◆	◆	
6	3	都市再開発法	第134条	第2項	施行者	利害関係者から前項の簿書の閲覧又は謄写の請求があつたときは、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	閲覧拒否禁止	c4①	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第128条	第1項	都道府県知事	施行(個人施行)の認可をしたときにおける施行者の氏名等	公告	c4①	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第143条	第1項	都道府県知事	施行(組合施行)の認可をしたときにおける組合の名称等	公告	c4①	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第171条	第1項	都道府県知事	施行(事業会社)の認可をしたときにおける事業会社の名称等	公告	c4①	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第202条	第5項	施行者	指定宅地	公告	c4①	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第202条	第6項	施行者	申出に係る宅地のうち指定宅地以外の宅地について、申出に応じない旨の決定	公告	c4②	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第258条	第2項	都道府県知事	事業代行開始	公告	c4③	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第261条	第1項	都道府県知事	事業代行終了の旨	公告	c4③	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第261条	第2項	都道府県知事	事業代行終了の旨	公告	c4③	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第278条	第2項	施行者	利害関係者から前項の簿書の閲覧又は謄写の請求があつたときは、施行者は、正当な理由が限り、これを拒んではならない。	閲覧拒否禁止	c4①	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第290条	第1項	市町村長	避難経路協定の認可の申請があつた旨	公告	c4②	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第290条	第1項	市町村長	避難経路協定の認可の申請があつた旨	縦覧	c4②	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第291条	第3項	市町村長	避難経路協定の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第291条	第3項	市町村長	当該避難経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供する	縦覧	c4①	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第291条	第3項	市町村長	避難経路協定区域内である旨	明示	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認・要式性のない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第296条	第2項	市町村長	避難経路協定の廃止の認可	公告	c4①	◆	◆	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第300条	第2項	市町村長	防災街区整備推進機構の指定をしたときにおける当該防災機構の名称、住所及び事務所の所在地	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第300条	第4項	市町村長	防災街区整備推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとする旨の届出に係る事項	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第302条	第4項	市町村長	防災街区整備推進機構の指定を取り消した旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	5	都市緑地法	第25条	第1項	地方公共団体又は都道府県知事	管理協定を締結しようとするとき、又は管理協定の認可の申請があつた旨	公告	c4②	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第25条	第1項	地方公共団体又は都道府県知事	当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。	縦覧	c4②	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第27条		地方公共団体又は都道府県知事	管理協定を締結し又は管理協定の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第27条		地方公共団体又は都道府県知事	当該管理協定の写しを当該地方公共団体又は都道府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供する	縦覧	c4①	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第27条		地方公共団体又は都道府県知事	管理協定区域である旨を当該区域内に明示	明示	c4①	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第46条	第1項	市町村長	緑地協定の認可の申請があつた旨	公告	c4②	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第46条	第1項	市町村長	当該緑地協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。	縦覧	c4②	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第47条	第2項	市町村長	緑地協定の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第47条	第2項	市町村長	当該緑地協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供する	縦覧	c4①	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第47条	第2項	市町村長	緑地協定区域である旨	明示	c4①	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第52条	第2項	市町村長	緑地協定の廃止の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
6	5	都市緑地法	第55条	第7項	地方公共団体	市民緑地契約を締結した旨	公告	×	×	×	市民緑地は、地方公共団体又は緑地管理機構が土地等の所有者と市民緑地契約を締結して設置される公の施設であり、都市緑地法第55条第7項に基づく市民緑地契約締結時の公告は、例えば、都市公園法第2条の2に基づく都市公園設置時の公告、道路法第9条に基づく都道府県道又は市長村道の路線の認定の際の公示、河川法第5条第3項に基づく二級河川の指定の際の公示等、公共施設の供用開始公告と同様のものであるため、見直すことはできない。 また、本項の公告によって、市民緑地の設置の開始の時点及び終了の時点を示す。開始の時点においてはそれまで土地等の所有者の管理下にあった当該土地が公告における日から地方公共団体又は緑地管理機構の管理に属し、また終了の時点においてはそれまで地方公共団体又は緑地管理機構の管理下にあった当該土地が公告における日から当該土地等の所有者の管理下に異なること、地方公共団体や土地等の所有者だけでなく、公共施設たる市民緑地を利用する第三者に対して広く公に明らかにするため、存置が許容されるものとする。
6	5	都市緑地法	第55条	第7項	地方公共団体	市民緑地の区域である旨	明示	×	×	×	市民緑地は、道路や河川等とは異なり、外見から明らかに公共施設であるとは分らないため、公共施設である市民緑地を利用する第三者に対して、当該市民緑地の区域等を現地において明示的に示し、利用の安定性を確保する必要がある。

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：要式性のない公表であることを閣議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
6	5	都市緑地法	第68条	第2項	都道府県知事	緑地管理機構の指定をしたときにおける当該機構の名称、住所及び事務所の所在地	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	5	都市緑地法	第68条	第4項	都道府県知事	緑地管理機構の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする旨の届出に係る事項	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	5	都市緑地法	第72条	第2項	都道府県知事	緑地管理機構の指定を取り消した旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	8	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第19条	第2項	都県知事	工事が完了した旨	公告	c4①	◆	◆	
6	8	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第26条	第2項	市町村長	第19条第2項の公告の日の翌日から起算して十年間、造成工場敷地を表示した図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、閲覧させなければならない。	閲覧	c4①	◆	◆	
6	9	首都圏近郊緑地保全法	第9条	第1項	地方公共団体又は都県知事	管理協定と締結しようとするとき、又は管理協定の認可の申請があつた旨	公告	c4②	◆	◆	
6	9	首都圏近郊緑地保全法	第9条	第1項	地方公共団体又は都県知事	当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。	縦覧	c4②	◆	◆	
6	9	首都圏近郊緑地保全法	第11条		地方公共団体又は都県知事	管理協定を締結し又は管理協定の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
6	9	首都圏近郊緑地保全法	第11条		地方公共団体又は都県知事	当該管理協定の写しを当該地方公共団体又は当該都県の事務所に備えて公衆の縦覧に供する	縦覧	c4①	◆	◆	
6	9	首都圏近郊緑地保全法	第11条		地方公共団体又は都県知事	管理協定区域である旨を当該区域内に明示	明示	c4①	◆	◆	
6	11	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	第26条	第2項	府県知事	工事が完了した旨	公告	c4①	◆	◆	
6	11	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	第35条	第2項	市町村長	第26条第2項の公告の日の翌日から起算して十年間、造成工場敷地を表示した図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、閲覧させなければならない。	閲覧	c4①	◆	◆	
6	12	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第10条	第1項	地方公共団体又は府県知事	管理協定と締結しようとするとき、又は管理協定の認可の申請があつた旨	公告	c4②	◆	◆	
6	12	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第10条	第1項	地方公共団体又は府県知事	当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。	縦覧	c4②	◆	◆	
6	12	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第12条		地方公共団体又は府県知事	管理協定を締結し又は管理協定の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
6	12	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第12条		地方公共団体又は府県知事	当該管理協定の写しを当該地方公共団体又は当該都県の事務所に備えて公衆の縦覧に供する	縦覧	c4①	◆	◆	
6	12	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第12条		地方公共団体又は府県知事	管理協定区域である旨を当該区域内に明示	明示	c4①	◆	◆	
6	15	新都市基盤整備法	第20条	第3項	施行者	第20条第1項に規定する不用となった土地があるとき、その土地が存する地方の新聞紙に、通知すべき内容を少なくとも一月の期間において三回公告しなければならない。	公告	c4②	◆	◆	
6	15	新都市基盤整備法	第26条	第2項	施行者	一団の宅地となる換地の希望の申出ができる旨を施行区域内の宅地の所有者に周知	周知	c4②	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認、要式性のない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
6	15	新都市基盤整備法	第57条	第2項	施行者	利害関係人から関係帳簿の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。	閲覧拒否禁止	c4①	◆	◆	
6	16	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第4条	第4項	都道府県知事	地方拠点都市地域の指定	公告	c4③	◆	◆	
6	16	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第22条	第2項	都道府県知事	土地の買取りの申出の相手方を定める旨	公告	c4③	◆	◆	
6	17	流通業務市街地の整備に関する法律	第30条	第2項	都道府県知事	工事が完了した旨	公告	c4①	◆	◆	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第36条	第2項	都道府県等	第一種大規模小売店舗立地法特例区域	公告	c4①	◆	◆	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第36条	第7項	都道府県等	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案	公告	c4②	◆	◆	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第36条	第7項	都道府県等	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案	縦覧	c4②	◆	◆	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第36条	第8項	都道府県等	住民等が当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について都道府県等に意見を提出するに際し参考となるべき事項として経済産業省令で定めるものを記載した書類	添付	c4②	◆	◆	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第51条	第2項	市町村長	中心市街地整備推進機構の名称、住所及び事務所の所在地	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第51条	第4項	市町村長	第51条第3項の届出に係る事項	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第53条	第4項	市町村長	第53条第3項の規定により指定を取り消した旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	36	都市公園法	第5条の2	第2項	都市公園の公園管理者	兼用工作物の管理の方法を他の工作物の管理者と協議し、その協議が成立した場合における協議の内容	公示	c4③	◆	◆	
6	36	都市公園法	第17条	第3項	公園管理者	都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。	閲覧拒否禁止	c4①	◆	◆	
6	36	都市公園法	第22条	第2項	公園管理者	公園一体建築物に関する協定を締結した旨	公示	c4①	◆	◆	
6	36	都市公園法	第22条	第2項	公園管理者	協定又はその写しを公園管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供する	閲覧	c4①	◆	◆	
6	36	都市公園法	第22条	第2項	公園管理者	公園一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、公園管理者の事務所において閲覧に供している旨の掲示	掲示	c4①	◆	◆	
6	36	都市公園法	第25条	第3項	公園管理者	公園保全立体区域を指定する旨	公告	c4①	◆	◆	
6	37	景観法	第7条	第7項	指定都市及び中核市以外の景観行政団体となる市町村	景観行政団体となる旨	公示	c4③	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認・表式性のない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
6	37	景観法	第37条	第1項	景観行政団体又はその長	管理協定を締結しようとするとき又は管理協定の認可の申請があった旨	公告	c4②	◆	◆	
6	37	景観法	第37条	第1項	景観行政団体又はその長	当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。	縦覧	c4②	◆	◆	
6	37	景観法	第39条		景観行政団体又はその長	管理協定を締結し、又は管理協定の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
6	37	景観法	第39条		景観行政団体又はその長	当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。	縦覧	c4①	◆	◆	
6	37	景観法	第64条	第2項	市町村長	違反建築物に対する是正措置命令をした旨	公示	c4①	◆	◆	
6	37	景観法	第74条	第2項	市町村	準景観地区を指定しようとする旨	公告	c4②	◆	◆	
6	37	景観法	第74条	第2項	市町村	当該準景観地区の区域の案等を当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。	縦覧	c4②	◆	◆	
6	37	景観法	第74条	第5項	市町村	準景観地区の指定	公告	c4①	◆	◆	
6	37	景観法	第80条		市町村長	書類の閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。	閲覧	c4①	◆	◆	
6	37	景観法	第82条	第1項	景観行政団体の長	景観協定の認可の申請があった旨	公告	c4②	◆	◆	
6	37	景観法	第82条	第1項	景観行政団体の長	当該景観協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。	縦覧	c4②	◆	◆	
6	37	景観法	第83条	第3項	景観行政団体の長	景観協定の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
6	37	景観法	第83条	第3項	景観行政団体の長	当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供する	縦覧	c4①	◆	◆	
6	37	景観法	第83条	第3項	景観行政団体の長	景観協定区域である旨を当該区域内に明示	明示	c4①	◆	◆	
6	37	景観法	第88条	第2項	景観行政団体の長	景観協定の廃止の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
6	37	景観法	第92条	第2項	景観行政団体の長	景観整備機構の指定をしたときにおける景観整備機構の名称、住所及び事務所の所在地	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	37	景観法	第92条	第4項	景観行政団体の長	名称、住所又は事務所をその所在地を変更しようとする旨の届出に係る事項	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	37	景観法	第95条	第4項	景観行政団体の長	景観整備機構の指定を取り消した旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
6	38	屋外広告物法	第7条	第2項	都道府県知事	掲出物件を相当の期限を定め、除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨	公告	c4②	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認:表式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
7	1	道路法	第9条		都道府県知事又は市町村長	路線名等	公示	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第10条	第3項	都道府県知事又は市町村長	路線の廃止又は変更	公示	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第16条	第5項	関係市町村長	協議の内容	公示	c4③	◆	◆	
7	1	道路法	第17条	第4項	指定市以外の市町村	国道又は都道府県道の新設等を行うおとすととき及び完了した旨	公示	c4③	◆	◆	
7	1	道路法	第18条	第1項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	道路の区域の決定	公示	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第18条	第1項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	道路の区域を表示した図面	縦覧	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第18条	第2項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	道路の供用の開始又は廃止	公示	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第18条	第2項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	道路の供用の開始又は廃止を表示した図面	縦覧	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第19条	第5項	関係道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	成立した協議の内容	公示	c4③	◆	◆	
7	1	道路法	第19条の2	第5項	共同管理施設関係道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	成立した協議の内容	公示	c4③	◆	◆	
7	1	道路法	第20条	第6項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	成立した協議の内容	公示	c4③	◆	◆	
7	1	道路法	第28条	第3項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	道路台帳	閲覧	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第37条	第3項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	道路の占用の禁止又は制限する区域の指定	公示	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第44条	第2項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	沿道区域	公示	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第47条の7	第2項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	協定を締結した旨	公示	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第47条の7	第2項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	協定の写	閲覧	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第47条の7	第2項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	協定の写を閲覧に供している旨	掲示	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第47条の10	第3項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	道路保全立体区域	公示	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第48条の2	第4項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	自動車専用道路の指定	公示	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：表式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
7	1	道路法	第48条の13	第5項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	自転車専用道路等の指定	公示	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第48条の18	第1項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	締結前の利便施設協定	公告	c4②	◆	◆	
7	1	道路法	第48条の18	第1項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	締結前の利便施設協定	縦覧	c4②	◆		
7	1	道路法	第48条の18	第3項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	締結後の利便施設協定	公示	c4①	◆		
7	1	道路法	第48条の18	第3項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	締結後の利便施設協定の写	閲覧	c4①	◆	◆	
7	1	道路法	第48条の18	第3項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	締結後の利便施設協定を閲覧に供している旨	掲示	c4①	◆		
7	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第5条	第5項	都道府県知事	指定した沿道整備道路の路線名および区間	公告	c4③	◆	◆	
7	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の2	第2項	市町村長	指定した沿道整備推進機構の名称等	公示	c4Z	c4Z	確認	
7	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の2	第4項	市町村長	変更届出に係る事項	公示	c4Z	c4Z	確認	
7	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の5	第4項	市町村長	沿道整備推進機構の指定を取り消した旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
7	3	共同溝の整備等に関する特別措置法	第5条	第4項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	共同溝の建設を行うべき旨	公示	c4③	◆	◆	
7	3	共同溝の整備等に関する特別措置法	第8条		道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	共同溝の建設を廃止する旨	公示	c4③	◆	◆	
7	4	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	第3条	第4項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	電線共同溝を整備すべき道路の指定をした旨	公示	c4①	◆	◆	
7	4	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	第8条	第2項	道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	電線共同溝を増設する旨	公示	c4③	◆	◆	
7	5	高速自動車国道法	第7条の2	第2項	他の道路の道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	成立した協議の内容	公示	c4③	◆	◆	
7	8	道路整備特別措置法	第24条	第4項	有料道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	認可を受けた通行方法	公示	c4①	◆	◆	
7	8	道路整備特別措置法	第24条	第4項	有料道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	認可を受けた通行方法	掲示	c4①	◆		
7	8	道路整備特別措置法	第25条	第2項	有料道路管理者(市町村長又は都道府県知事)	徴収金額及び徴収期間	公示	c4①	◆	◆	
8	1	河川法	第6条	第4項	河川管理者	第一項第三号の区域、高規格堤防特別区域又は樹林帯区域を指定する旨	公示	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認、要式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
8	1	河川法	第11条	第2項	関係都府 県知事	境界に係る二級河川の管理の特例により成立した協 議の内容	公示	c4㉓	◆	◆	
8	1	河川法	第12条	第4項	河川管理 者	河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正 当な理由がなければ、これを拒むことができない。	閲覧	c4㉑	◆	◆	
8	1	河川法	第17条	第2項	河川管理 者	兼用工作物の工事等の協議に基づき、他の工作物の 管理者が河川管理施設の工事等を行う旨	公示	c4㉓	◆	◆	
8	1	河川法	第26条	第5項	河川管理 者	特定樹林帯区域を指定する旨	公示	c4㉑	◆	◆	
8	1	河川法	第27条	第5項	河川管理 者	河川管理上著しい支障が生ずると認められる河川管 理施設又は当該工作物の存する敷地を含む一定の 河川区域	公示	c4㉑	◆	◆	
8	1	河川法	第54条	第4項	河川管理 者	河川保全区域の指定	公示	c4㉑	◆	◆	
8	1	河川法	第56条	第3項	河川管理 者	河川予定地の指定	公示	c4㉑	◆	◆	
8	1	河川法	第58条の2	第2項	河川管理 者	河川立体区域の指定	公示	c4㉑	◆	◆	
8	1	河川法	第58条の3	第4項	河川管理 者	河川保全立体区域の指定	公示	c4㉑	◆	◆	
8	1	河川法	第58条の5	第3項	河川管理 者	河川予定立体区域の指定	公示	c4㉑	◆	◆	
8	5	水防法	第14条	第3項	都道府県 知事	浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	公表	c4Z	c4Z	△	「水防法施行規則」第2条により、公表の方法を都道府県の 公報に掲載するものとしている。 当該規則の規定から、都道府県の公報に掲載するものとの 規定を削除することにより、要式性のない公表となるよう 措置する。
8	5	水防法	第36条	第2項	水防管理 者	水防協力団体を指定したときにおける当該水防協力 団体の名称、住所及び事務所の所在地	公示	c4Z	c4Z	確認	
8	5	水防法	第36条	第4項	水防管理 者	水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を変 更しようとする旨の届出に係る事項	公示	c4Z	c4Z	確認	
8	5	水防法	第39条	第4項	水防管理 者	水防協力団体の指定を取り消した旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
8	6	水害予防組合法	第3条	第2項	管理者	組合規約	告示	c4㉑	◆	◆	
8	6	水害予防組合法	第14条	第2項	都道府県 知事	組合設置の旨	告示	c4㉑	◆	◆	
8	6	水害予防組合法	第16条		都道府県 知事	水害予防組合の廃置分合又は区域の変更があった 旨	告示	c4㉑	◆	◆	
8	6	水害予防組合法	第18条	第4項	管理者	組合会議員の当選者の住所氏名	告示	c4㉒	◆	◆	
8	6	水害予防組合法	第33条	第2項	都道府県 知事	管理者を指定した旨	告示	c4Z	c4Z	確認	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：要式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
8	6	水害予防組合法	第66条		管理者	予算要領	告示	c4Z	c4Z	確認	
8	6	水害予防組合法	第69条	第3項	管理者	決算要領	告示	c4Z	c4Z	確認	
8	7	特定都市河川浸水被害対策法	第28条	第1項	地方公共団体	管理協定を締結しようとする旨	公告	c4②	◆	◆	
8	7	特定都市河川浸水被害対策法	第28条	第1項	地方公共団体	当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。	縦覧	c4②	◆	◆	
8	7	特定都市河川浸水被害対策法	第29条		地方公共団体	管理協定を締結した旨	公告	c4①	◆	◆	
8	7	特定都市河川浸水被害対策法	第29条		地方公共団体	当該管理協定の写しを当該地方公共団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供する	縦覧	c4①	◆	◆	
8	7	特定都市河川浸水被害対策法	第29条		地方公共団体	管理協定調整池が存する旨を明示	明示	c4①	◆	◆	
8	8	海岸法	第5条	第9項	市町村長	海岸管理者との協議に基づき、当該市町村の区域に存する海岸保全区域の管理の一部を行う旨	公示	c4③	◆	◆	
8	8	海岸法	第8条の2	第2項	海岸管理者	第8条の2第1項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をする旨	公示	c4①	◆	◆	
8	8	海岸法	第37条の3	第4項	都道府県知事又は市長市長	第37条の3第2項の規定により協議して区域を定めるとき、又は第3項の規定により協議して一般公共海岸区域の管理を行う旨	公示	c4③	◆	◆	
8	8	海岸法	第37条の6	第2項	海岸管理者	第37条の6第1項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をする旨	公示	c4①	◆	◆	
8	10	地すべり等防止法	第26条	第2項	都道府県知事	地すべり防止区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。	閲覧	c4①	◆	◆	
8	12	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第8条	第7項	関係のある市町村の長	第8条第4項の規定により公示された事項を記載した図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。	縦覧	c4①	◆	◆	
8	12	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第17条	第3項	都道府県知事	対策工事が完了した旨	公告	c4①	◆	◆	
8	12	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第20条	第3項	都道府県知事	第一項の規定による命令をした旨	公示	c4①	◆	◆	
8	22	被災市街地復興特別措置法	第8条	第2項	都道府県知事	土地の買取りの申出の相手方を定める旨	公告	c4③	◆	◆	
9	1	建築基準法	第4条	第4項	市町村の長	建築主事を置く旨	公示	c4③	◆	◆	
9	1	建築基準法	第9条	第13項	特定行政庁	違反建築物に対する措置命令をした旨	公示	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第46条	第2項	特定行政庁	壁面線の指定の計画並びに意見の聴取の期日及び場所	公告	c4②	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認・要式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
9	1	建築基準法	第46条	第3項	特定行政 庁	壁面線の指定をした旨	公告	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第48条	第15項	特定行政 庁	用途地域等の特例として許可をしようとする建築物の 建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所	公告	c4②	◆	◆	
9	1	建築基準法	第57条の2	第4項	特定行政 庁	特例容積率の限度、特例敷地の位置その他国土交 通省令で定める事項	公告	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第57条の2	第4項	特定行政 庁	国土交通省令で定める事項を表示した図書	縦覧	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第57条の3	第3項	特定行政 庁	特例容積率の限度の指定を取り消した旨	公告	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第71条		市町村の 長	建築協定書の提出があった旨	公告	c4②	◆	◆	
9	1	建築基準法	第71条		市町村の 長	建築協定書	縦覧	c4②	◆	◆	
9	1	建築基準法	第73条	第2項	特定行政 庁	建築協定の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第73条	第3項	市町村の 長	建築協定書	縦覧	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第74条の2	第4項	特定行政 庁	第3項の規定による届出があった場合その他第1項又 は第2項の規定により建築協定区域内の土地が当該 建築協定区域から除かれたことを知った場合	公告	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第76条	第2項	特定行政 庁	建築協定の廃止の認可をした旨	公告	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第77条の 30	第2項	国土交通 大臣等	指定確認検査機関に対し、確認検査の業務に関し監 督上必要な命令をした旨	公告	c4Z	c4Z	○	
9	1	建築基準法	第86条	第8項	特定行政 庁	対象区域その他国土交通省令で定める事項	公告	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第86条	第8項	特定行政 庁	対象区域、建築物の位置その他国土交通省令で定め る事項を表示した図書	縦覧	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第86条の2	第6項	特定行政 庁	公告認定対象区域内における敷地内認定建築物 以外の建築物の位置及び構造の認定等をした旨	公告	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第86条の5	第4項	特定行政 庁	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しを した旨	公告	c4①	◆	◆	
9	1	建築基準法	第93条の2		特定行政 庁	確認その他建築基準法令の規定による処分並びに第 12条第1項及び第3項の規定による報告に関する書類	閲覧拒否 禁止	c4①	◆	◆	
9	2	住宅地区改良法	第4条	第5項	指定の申 出をした者	改良地区の指定があった旨	掲示	c4①	◆	◆	
9	2	住宅地区改良法	第30条	第2項	施行者	事業計画に関する図書	閲覧拒否 禁止	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：要式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
9	4	建築士法	第6条	第2項	都道府県知事	二級建築士名簿及び木造建築士名簿	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
9	4	建築士法	第9条	第2項	都道府県知事	免許を取り消した旨	公告	c4Z	c4Z	○	
9	4	建築士法	第10条	第5項	都道府県知事	処分をした旨	公告	c4Z	c4Z	○	
9	4	建築士法	第23条の9		都道府県知事	登録簿等	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
9	6	公営住宅法	第22条	第2項	事業主体	入居者の公募	周知	c4③	◆	◆	
9	6	公営住宅法	第47条	第2項	地方公共団体	公営住宅等の管理を行うとする旨	公告	c4③	◆	◆	
9	9	宅地造成等規制法	第3条	第3項	都道府県知事	宅地造成工事規制区域	公示	c4①	◆	◆	
9	9	宅地造成等規制法	第14条	第5項	都道府県知事	必要な措置をとるべき旨及びその措置をとらないときは都道府県知事等が必要な措置を行うべき旨	公告	c4②	◆	◆	
9	10	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第9条		都道府県知事	登録簿	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
9	10	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第54条		地方公共団体	賃貸住宅が加齢対応構造である構造及び設備を有するものである旨及び当該加齢対応構造等である構造及び設備の内容その他必要な事項	周知	c4Z	c4Z	確認	
9	13	マンションの建替えの円滑化等の促進に関する法律	第11条	第1項	都道府県知事	事業計画に関する図書	縦覧	c4②	◆	◆	
9	13	マンションの建替えの円滑化等の促進に関する法律	第14条	第1項	都道府県知事	組合の名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項	公告	c4甲	◆	◆	
9	13	マンションの建替えの円滑化等の促進に関する法律	第25条	第2項	都道府県知事	理事長の氏名及び住所	公告	c4甲	◆	◆	
9	13	マンションの建替えの円滑化等の促進に関する法律	第51条	第7項	都道府県知事	新たに施行者となった者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項	公告	c4甲	◆	◆	
9	14	新住宅市街地開発法	第27条	第2項	都道府県知事	工事が完了した旨	公告	c4①	◆	◆	
9	14	新住宅市街地開発法	第37条	第2項	施行者	新住宅市街地開発事業に関する簿書	閲覧拒否禁止	c4①	◆	◆	
9	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第14条	第4項	施行者	指定をした旨	公告	c4①	◆	◆	
9	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第59条	第4項	国土交通大臣等	施行規程及び事業計画	縦覧	c4②	◆	◆	
9	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第59条	第11項	国土交通大臣等	施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他国土交通省令で定める事項	公告	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認：形式性のない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
9	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第68条	第8項	施行者	指定をした旨	公告	c4①	◆	◆	
9	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第106条	第2項	特定土地 区画整理 事業又は 住宅街区 整備事業を 施行する者	宅地についての換地に係る集合農地区内の土地の区域について生産緑地地区を定めるべきことを都市計画を定めるべき者に対し要請すべき旨の申出があった旨	公告	c4①	◆	◆	
9	17	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法	第13条	第7項	施行者	指定をした旨	公告	c4①	◆	◆	
9	19	農住組合法	第13条	第5項	市町村長	認定をした旨	公告	c4Z	c4Z	確認	
9	20	宅地建物取引業法	第10条		都道府県知事	宅地建物取引業者名簿等	閲覧	c4Z	c4Z	×	本条項は、宅地建物の購入者等が宅地建物取引業者と取引する場合に、当該業者が国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けている者か否かを確認し、当該業者の資産状況等を把握するための参考資料を提供することによって、取引をしようとする者の便宜を図るために設けられた消費者保護の制度である。 一方で、役員等の個人情報等も閲覧対象となっているため、宅地建物取引業者への配慮も不可欠になっており、閲覧所においてのみ業者の事業状態を確認したい消費者に閲覧を認めるなど、両者のバランスを考慮した制度運用が求められる。 したがって、宅地建物取引業法の趣旨を踏まえて慎重に判断すべき事項であると考えます。
9	21	積立式宅地建物販売業法	第13条		都道府県知事	積立式宅地建物販売業者名簿等	閲覧	c4Z	c4Z	×	本条項は、宅地建物の購入者等が積立式宅地建物販売業者と取引する場合に、当該業者が国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者か否かを確認し、当該業者の資産状況等を把握するための参考資料を提供することによって、取引をしようとする者の便宜を図るために設けられた消費者保護の制度である。 一方で、役員等の個人情報等も閲覧対象となっているため、積立式宅地建物販売業者への配慮も不可欠になっており、閲覧所においてのみ業者の事業状態を確認したい消費者に閲覧を認めるなど、両者のバランスを考慮した制度運用が求められる。 したがって、積立式宅地建物販売業法の趣旨を踏まえて慎重に判断すべき事項であると考えます。
9	21	積立式宅地建物販売業法	第29条		都道府県知事	六十日以上の一定の期間内に都道府県知事に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは積立金等保全措置についての権利の実行の手続から除外されるべきこと	公告	c4②	◆	◆	
9	21	積立式宅地建物販売業法	第31条	第3項	都道府県知事	配当表	公告	c4①	◆	◆	
9	21	積立式宅地建物販売業法	第47条		都道府県知事	契約の禁止の命令等の処分をした旨	公告	c4Z	c4Z	○	
9	22	不動産特定共同事業法	第13条		都道府県知事	不動産特定共同事業者名簿等	閲覧	c4Z	c4Z	×	本条項は、事業参加者が不動産特定共同事業者と不動産特定共同事業契約を締結する場合に、当該業者が国土交通大臣及び金融庁長官又は都道府県知事の許可を受けている者か否かを確認し、当該業者の資産状況等を把握するための参考資料を提供することによって、取引をしようとする者の便宜を図るために設けられた事業参加者保護の制度である。 一方で、役員等の個人情報等も閲覧対象となっているため、不動産特定共同事業者への配慮も不可欠になっており、閲覧所においてのみ業者の事業状態を確認したい事業参加者に閲覧を認めるなど、両者のバランスを考慮した制度運用が求められる。 したがって、不動産特定共同事業法の趣旨を踏まえて慎重に判断すべき事項であると考えます。 なお、金融庁と一部共管であり、金融庁と調整が必要である。
9	22	不動産特定共同事業法	第38条		都道府県知事	業務停止命令等をした旨	公告	c4Z	c4Z	○	
9	23	不動産の鑑定評価に関する法律	第31条	第1項	都道府県知事	不動産鑑定業者登録簿等	閲覧	c4Z	c4Z	×	本条項は、不動産鑑定業者登録簿等を閲覧に供することによって、不動産鑑定業者の存在とその事実の把握を周知せしめ、専門家による不動産の鑑定評価を必要とする者等の参考に供して、これらの者の利便を図るとともに、不動産鑑定業者の適正の適正化に役立てるために設けられた制度である。 一方で、役員等の個人情報等も閲覧対象となっているため、不動産鑑定業者への配慮も不可欠になっており、閲覧所においてのみ業者の事業状態を確認したい発注者等に閲覧を認めるなど、両者のバランスを考慮した制度運用が求められる。 したがって、不動産の鑑定評価に関する法律の趣旨を踏まえて慎重に判断すべき事項であると考えます。
9	23	不動産の鑑定評価に関する法律	第44条		都道府県知事	業務停止命令等をした旨	公告	c4Z	c4Z	確認	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認・表式性のない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
9	24	建設業法	第13条		都道府県知事	許可申請書等	閲覧	c4Z	c4Z	×	本条項は、建設工事の発注者、下請負人等に、建設業者の施工能力、施工実績、経営内容に関する情報を提供することによって、建設業者と取引をしようとする者の便宜を図るために設けられた制度である。 一方で、役員等の個人情報等も閲覧対象となっているため、建設業者への配慮も不可欠となっており、閲覧所においてのみ、業者の事業状態を確認したい発注者等に閲覧を認めるなど、両者のバランスを考慮した制度運用が求められる。したがって、建設業法の趣旨を踏まえて慎重に判断すべき事項であると考え。
9	24	建設業法	第27条の35	第5項	都道府県知事	経営状況分析の業務を自ら行うこととする旨、又は自ら行っていた経営状況分析を行わないこととする旨	公示	c4③	◆	◆	
9	24	建設業法	第29条の5	第1項	都道府県知事	営業停止命令等をした旨	公告	c4Z	c4Z	○	
9	24	建設業法	第29条の5	第4項	都道府県知事	建設業者監督処分簿	閲覧	c4Z	c4Z	○	
9	25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第26条		都道府県知事	解体工事業者登録簿	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
10	1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第19条	第8項	教育委員会	教育行政に関する相談に関する事務を行う職員	公表	×	×	○	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第3項	都道府県知事	認定こども園	公示	×	×	×	・認定こども園は都道府県知事が認定権者であるため、都道府県が設置する施設は認定対象とはならないが、本規定により認定こども園と同様に取り扱いこととしている認定に変わる事務であり、都道府県以外の認定こども園について公示義務がないからといって、本規定を見直すことはできない。
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第6条	第1項	都道府県知事	認定こども園の施設に関する事項及び教育保育概要	周知	c4Z	c4Z	確認	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第7条	第2項	都道府県知事	認定こども園の施設に関する事項及び教育保育概要の変更	周知	c4Z	c4Z	確認	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第10条	第2項	都道府県知事	認定こども園の認定取り消し	公表	c4Z	c4Z	確認	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第10条	第3項	都道府県知事	都道府県設置の認定こども園の公示の取消	公示	c4Z	c4Z	確認	
10	12	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律	第12条	第3項	都道府県教育委員会	教科用図書採択地区の設定または変更	告示	×	×	×	採択権限を有する市町村の教育委員会は、同一採択地区に属する他の市町村教育委員会と協議して同一の教科書を採択することとされている(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項)が、採択地区の構成が告示されなければ、採択地区内の市町村教育委員会が採択に際して協議すべき相手方が判明せず、円滑な採択事務の実施に支障をきたす恐れがある。従って、本条項は、「c4③意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合」に該当し、存置が許容されるべきと考え。 また、採択された教科書を供給する教科書発行者や教科書供給業者にとっても、同一の教科書が採択されている採択地区をあらかじめ把握することによって円滑な供給業務を実施することが可能になる。 さらに、地域住民や保護者の教育に対する関心に答えるという観点からも、同一の教科書が採択している地域が周知されていることが必要と考えられる。
11	4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	第26条	第4項	都道府県	中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地	公表	c4Z	c4Z	確認	
11	4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	第26条	第6項	都道府県	中核的支援機関の名称等	公表	c4Z	c4Z	確認	
11	4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	第27条	第3項	都道府県等	認定を取り消したとき	公表	c4Z	c4Z	確認	
11	6	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第7条	第3項	市町村及び都道府県	協議会を組織しようとするとき	公表	c4②	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：形式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
11	7	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	第6条	第2項	港湾管理者	港湾流通拠点地区の区域	公示	c4㉓	◆	◆	
11	14	計量法	第21条	第2項	都道府県知事又は特定市町村長	検査区域、対象器、検査機関等	公示	c4㉑	◆	◆	
12	6	青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	第5条	第2項	都道府県知事	前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示。	公示	c4Z	c4Z	確認	
12	6	青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	第5条	第4条	都道府県知事	前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示。	公示	c4Z	c4Z	確認	
12	6	青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	第15条	第4項	都道府県知事	都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示。	公示	c4Z	c4Z	確認	
12	13	市民農園整備促進法	第4条	第3項	市町村	市民農園区域を指定したときは、遅滞なく、これを公表。	公表	c4㉓	◆	◆	
12	14	土地改良法	第18条	第17項	都道府県知事	前項の規定による届出があつたときは、遅滞なくこれを公告。	公告	c4甲	◆	◆	
12	14	土地改良法	第24条	第2項	都道府県又は市町村の選挙管理委員会	前項の規定による請求があつたときは、直ちに請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。	公表	c4㉓	◆	◆	
12	14	土地改良法	第57条の2	第4項	都道府県知事	第一項又は前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告。	公告	c4㉑	◆	◆	
12	14	土地改良法	第96条の2	第7項	都道府県知事	第五項において読み替えて準用する第十条第一項の同意をしたときは、遅滞なくその旨を公告。	公告	c4甲	◆	○	
12	14	土地改良法	第113条の2	第2項	都道府県知事	前項の規定により土地改良事業の工事の完了に係る届出があつた場合には、遅滞なくその旨を公告。	公告	c4㉑	◆	◆	
12	14	土地改良法	第113条の2	第3項	農林水産大臣又は都道府県知事	工事を伴う国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告。	公告	c4㉑	◆	◆	
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第6条	第5項	都道府県知事	農業振興地域の指定は、公告。	公告	c4㉑	◆	◆	
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の4	第1項	市町村長	第十八条の二第一項の認可の申請があつたときは、その旨を公告。	公告	c4㉒	◆	◆	
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の4	第1項	市町村長	第十八条の二第一項の認可の申請があつたときは、当該協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供しなければならない。	縦覧	c4㉒	◆	◆	
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の5	第2項	市町村長	前項の認可をしたときは、その旨を公告。	公告	c4㉑	◆	◆	
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の5	第2項	市町村長	前項の認可をしたときは、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供する。	縦覧	c4㉑	◆	◆	
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の5	第2項	市町村長	前項の認可をしたときは、協定区域である旨を当該協定区域内に明示。	明示	c4㉑	◆	◆	
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の10	第2項	市町村長	前項の認可をしたときは、その旨を公告。	公告	c4㉑	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認、要式性のない公表であることを閣議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の11	第2項	市町村長	前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る土地所有者等に通知するとともに、公告。	公告	c4①	◆	◆	
12	16	集落地域整備法	第9条	第2項	市町村長	前条第一項の認定をしたときは、その旨を公告。	公告	c4①	◆		
12	16	集落地域整備法	第9条	第2項	市町村長	前条第一項の認定をしたときは、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供する。	縦覧	c4①	◆	◆	
12	16	集落地域整備法	第9条	第2項	市町村長	前条第一項の認定をしたときは、協定区域である旨を当該区域内に明示。	明示	c4①	◆		
12	17	農業経営基盤強化促進法	第23条	第8項	同意市町村	第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告。	公告	×	×	○	
12	18	地力増進法	第4条	第3項	都道府県知事	第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表。	公表	c4①	◆	◆	
12	22	肥料取締法	第30条	第7項	農林水産大臣又は都道府県知事	第一項又は第三項の規定により肥料又はその原料を収去させたときは、当該肥料又はその原料の検査の結果の概要を新聞その他の方法により公表。	公表	c4Z	c4Z	確認	
12	28	家畜改良増殖法	第8条	第2項	都道府県知事	前項の通報を受けた場合、第四条第一項第二号の種畜証明書を交付した場合、前条の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合その他農林水産省令で定める場合は、その旨を公示。	公示	c4Z	c4Z	確認	
12	29	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第7条	第2項	都道府県知事	第三条第一項の規定による集約酪農地域の指定があつたときは、当該地域についての集約酪農振興計画の概要を公告。当該計画を変更した場合の変更の概要も同様。	公告	c4①	◆	◆	
12	30	養鶏振興法	第7条	第4項	都道府県知事	ふ化業者の登録をしたときは、その旨を公示。	公示	c4Z	c4Z	確認	
12	30	養鶏振興法	第10条	第3項	都道府県知事	登録を取り消したときは、遅滞なく、当該登録の取消しを受けた者に対し、その理由を記載した文書をもつてその旨を通知するとともに公示。	公示	c4Z	c4Z	確認	
12	34	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第56条	第7項	農林水産大臣又は都道府県知事	第一項から第三項までの規定により飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料を収去させたときは、当該飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要を公表。	公表	c4Z	c4Z	確認	
12	35	牧野法	第3条	第2項	地方公共団体	前項の規定により牧野管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、牧野管理規程案を十日間公示。	公示	c4②		◆	
12	35	牧野法	第13条	第2項	都道府県知事	前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了していると認めるときは、遅滞なく、その旨を公示。	公示	c4①	◆	◆	
12	37	家畜取引法	第24条	第1項	都道府県知事	第十九条第一項の規定による指定及び前条の規定による指定の解除は、告示をもつてしなければならない。	告示	c4①	◆	◆	
12	37	家畜取引法	第24条	第2項	都道府県知事	第十九条第一項の規定による指定に係る前項の告示をする際、あわせて当該市場再編整備地域に係る市場再編整備計画に定められた第二十條第二項第一号から第四号までの事項を告示。	告示	c4①	◆	◆	
12	37	家畜取引法	第24条	第3項	都道府県知事	前項の規定により告示した事項につき、第二十二條第一項の規定による変更の承認をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を告示。	告示	c4①	◆	◆	
12	37	家畜取引法	第27条の2	第3項	都道府県知事	第一項の規定による場所の指定は、告示をもつてしなければならない。	告示	c4①	◆	◆	
12	37	家畜取引法	第27条の2	第4項	都道府県知事	前項の告示をするときは、あわせて、当該家畜市場の開場日及び取り扱う家畜の種類を告示。	告示	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認・表式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
13	1	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第6条	第4項	都道府県知事	入会林野整備計画を適当とする旨	公告	c4②	◆	◆	
13	1	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第6条	第4項	都道府県知事	入会林野整備計画を適当とする旨	縦覧	c4②	◆		
13	1	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第11条	第3項	都道府県知事	入会林野整備計画を許可した旨	公告	c4①	◆	◆	
13	1	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第22条	第4項	都道府県知事	旧備用林野整備計画を許可した旨	公告	c4①	◆	◆	
13	5	森林法	第10条の11の10(⇒第10条の11の11)	第1項	市町村の長	施業実施協定の許可申請あった旨	公告	c4②	◆	◆	
13	5	森林法	第10条の11の10(⇒第10条の11の11)	第1項	市町村の長	施業実施協定の許可申請あった旨	縦覧	c4②	◆		
13	5	森林法	第10条の11の11(⇒第10条の11の12)	第2項	市町村の長	施業実施協定を許可した旨	公告	c4①	◆	◆	
13	5	森林法	第10条の11の11(⇒第10条の11の12)	第2項	市町村の長	施業実施協定を許可した旨	縦覧	c4①	◆	◆	
13	5	森林法	第10条の11の11(⇒第10条の11の12)	第2項	市町村の長	施業実施協定を許可した旨	明示	c4①	◆		
13	5	森林法	第10条の11の14(⇒第10条の11の15)	第2項	市町村の長	施業実施協定の許可廃止した旨	公告	c4①	◆	◆	
13	5	森林法	第10条の11の15(⇒第10条の11の16)	第2項	市町村の長	施業実施協定の許可取消した旨	公告	c4①	◆	◆	
13	5	森林法	第30条		都道府県知事	保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知を受けた旨	告示	c4②	◆	◆	
13	5	森林法	第30条		都道府県知事	保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知を受けた旨	掲示	c4②	◆		
13	5	森林法	第30条の2	第1項	都道府県知事	保安林の指定又は解除しようとする際	告示	c4②	◆	◆	
13	5	森林法	第30条の2	第1項	都道府県知事	保安林の指定又は解除しようとする際	掲示	c4②	◆		
13	5	森林法	第33条	第1項	都道府県知事	保安林の指定又は解除する際	告示	c4①	◆	◆	
13	5	森林法	第39条の2	第2項	都道府県知事	保安台帳の閲覧求められたら拒めない	閲覧	c4①	◆	◆	
13	5	森林法	第50条	第3項(⇒第5項)	都道府県知事	使用権設定に関する許可をしたとき	掲示	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：要式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
13	5	森林法	第189条		都道府県知事・市町村の長	森林法内における通知又は命令で相手が知れない場合	掲示	c4②	◆	◆	
13	5	森林法	第189条		都道府県知事・市町村の長	森林法内における通知又は命令で相手が知れない場合	公報掲載	c4②	◆		
13	8	林業種苗法	第5条	第1項	都道府県知事	指定採取源を指定するとき	公示	c4①	◆	◆	
13	8	林業種苗法	第16条	第1項	都道府県知事	生産事業者の登録、失効、取消したとき	公告	c4Z	c4Z	○	
13	8	林業種苗法	第16条	第2項	都道府県知事	生産事業者の登録、失効、取消しの変更したとき	公告	c4Z	c4Z	○	
13	9	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	第5条	第2項	都道府県知事	都道府県緑化推進委員会を指定したとき	公示	c4Z	c4Z	確認	
13	9	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	第5条	第4項	都道府県知事	都道府県緑化推進委員会の名称等変更届出があったとき	公示	c4Z	c4Z	確認	
13	9	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	第11条	第2項	都道府県知事	都道府県緑化推進委員会の指定取消したとき	公示	c4Z	c4Z	確認	
13	10	木材の安定供給の確保に関する特別措置法	第2条	第2項	都道府県知事	林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林等として地域指定したとき	公表	c4③	◆	◆	
13	11	森林病虫害等防除法	第3条	第5項	都道府県知事	都道府県知事が害虫駆除命令をしようとするとき	公表	c4②	◆	◆	
14	1	漁業法	第11条	第4項	海区漁業調整委員会	漁業の免許内容等の事前決定に対して意見を述べようとするときは、公示して公聴会を開く。	公示	c4②	◆	◆	
14	1	漁業法	第34条	第7項	海区漁業調整委員会	調査資料の閲覧を拒めない。	閲覧	c4②	◆	◆	
14	1	漁業法	第101条	第4項	海区漁業調整委員会会長	会議議事録を縦覧に供しなければならない。	縦覧	c4①	◆	◆	
14	1	漁業法	第120条		都道府県知事	土地の使用及び立入を許可した旨の公告	公告	c4①	◆	◆	
14	2	遊漁船業の適正化に関する法律	第8条		都道府県知事	遊漁船業者登録簿の一般閲覧	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
14	3	水産資源保護法	第15条	第7項	都道府県知事	保護水面の指定は、保護水面の区域の告示をもってする。	告示	c4①	◆	◆	
14	6	漁船法	第45条	第2項	都道府県知事	認定業務を行う、行わない旨の公示	公示	c4③	◆	◆	
14	7	漁港漁場整備法	第8条	第11項(一)10項	市町村長・都道府県知事	漁港の指定、変更、取消した旨	告示	c4①	◆	◆	
14	7	漁港漁場整備法	第17条	第12項	地方公共団体	特定漁港漁場整備事業を廃止、停止した場合	公表	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認・表式性のない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
14	7	漁港漁場整備法	第34条	第2項	漁港管理者	漁港管理規定の制定、変更した場合	公示	c4①	◆	◆	
14	7	漁港漁場整備法	第39条	第6項	漁港管理者	漁港管理者が漁港の保全に関して指定及びその廃止した場合	公示	c4①	◆	◆	
14	8	沿岸漁場整備開発法	第15条	第2項	都道府県知事	放流効果実証事業者の指定した場合	公示	c4Z	c4Z	確認	
14	8	沿岸漁場整備開発法	第15条	第4項	都道府県知事	放流効果実証事業者の名称等に変更した場合	公示	c4Z	c4Z	確認	
14	8	沿岸漁場整備開発法	第23条	第2項	都道府県知事	放流効果実証事業者の指定を取消した場合	公示	c4Z	c4Z	確認	
14	12	海洋水産資源開発促進法	第5条	第5項	都道府県知事	沿岸水産資源開発区域を指定した場合	公告	c4①	◆	◆	
15	9	使用済自動車の再資源化等に関する法律	第47条		都道府県知事	引取業者登録簿	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
16	1	卸売市場法	第35条	第4項	開設者	第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表。	公表	c4①	◆	◆	
16	1	卸売市場法	第46条	第1項	開設者	中央卸売市場の各市場において取り扱う鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の卸売予定数量その他農林水産省令で定める事項を当該各市場の見やすい場所に掲示。	掲示	c4Z	c4Z	×	卸売市場法第46条第1項の卸売予定数量等の公表は、仲卸業者や売買参加者(以下「買受人」という。)が取引に参加するか否かを判断するため、また、買受人が市況を推測し購買計画を立てるために必要不可欠な情報であり、仮にこれが公表されない場合には、買受人が合理的な判断・行動をとることができず、権利制限につながるものである。このため、公表された卸売予定数量等を基に形成された価格等について疑念がある場合には、買受人は、同法第13条の2に基づき、開設者に対して意見を述べることができるという仕組みをとっているところである。 このように、卸売市場法第46条第1項の公表は、権利を有している者、具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われるものであると考えられることから、公示・公告・公表等の存置を許容する類型(c4②)に該当する。 なお、平成21年10月～平成22年3月に農林水産省において開催した卸売市場の将来方向に関する研究会(卸売業者、仲卸業者、売買参加者、地方自治体等により構成)の報告書(平成22年3月)においては、「仲卸業者や専門小売業者にとって、現在の取引数量や価格等の取引情報の公表内容が不十分であるため、更なる公表内容の充実を図る」との方向性が示され、これを踏まえて策定した卸売市場整備基本方針(平成22年10月)においても同様の方針を示したところであり、こうした中で、取引情報の公表義務を緩和することは卸売市場の実態に反するものである。
16	1	卸売市場法	第46条	第2項	開設者	前項の鮮食料品等について、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、すみやかに公表。	公表	c4Z	c4Z	確認	
16	2	大規模小売店舗立地法	第5条	第3項	都道府県	新設に関する届出があったときの概要等	公告	c4②	◆	◆	
16	2	大規模小売店舗立地法	第6条	第6項	都道府県	基準面積以下とする届出があったとき	公告	c4②	◆	◆	
16	2	大規模小売店舗立地法	第8条	第3項	都道府県	市町村から聴取した意見等	公告	c4②	◆	◆	
16	2	大規模小売店舗立地法	第8条	第6項	都道府県	意見の概要	公告	c4②	◆	◆	
16	2	大規模小売店舗立地法	第9条	第3項	都道府県	勧告の内容	公告	c4②	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認・表式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
16	6	特定商取引に関する法律	第8条	第2項	主務大臣	命令したとき	公表	c4Z	c4Z	確認	
16	6	特定商取引に関する法律	第15条	第2項(⇒第3項)	主務大臣	命令したとき	公表	c4Z	c4Z	確認	
16	6	特定商取引に関する法律	第23条	第2項	主務大臣	命令したとき	公表	c4Z	c4Z	確認	
16	6	特定商取引に関する法律	第39条	第4項(⇒第5項)	主務大臣	命令したとき	公表	c4Z	c4Z	確認	
16	6	特定商取引に関する法律	第47条	第2項	主務大臣	命令したとき	公表	c4Z	c4Z	確認	
16	6	特定商取引に関する法律	第57条	第2項(⇒第3項)	主務大臣	命令したとき	公表	c4Z	c4Z	確認	
16	7	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	第11条	第2項	主務大臣	業務停止命令等	公表	c4Z	c4Z	確認	
16	12	貸金業法	第9条		都道府県知事	貸金業者登録簿の一般閲覧	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
16	12	貸金業法	第24条の6の8		都道府県知事	貸金業者登録の取消等の処分した旨の公告	公告	c4Z	c4Z	○	
17	2	都市鉄道等利便増進法	第13条	第6項	同意都道府県	協議会の構成員の氏名等	公表	c4②	◆	◆	
17	2	都市鉄道等利便増進法	第22条	第2項	提案を受けた都道府県	提案を受けた交通結節機能高度化構想についての国土交通大臣への協議行か否か	公表	c4③	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第32条	第4項	市町村	道路特定事業に関する工事を行う旨、及び当該工事の全部又は一部が完了した旨	公示	c4③	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第42条	第1項	市町村長	申請された移動等円滑化経路協定	公告	c4②	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第42条	第1項	市町村長	申請された移動等円滑化経路協定	縦覧	c4②	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第43条	第3項	市町村長	移動等円滑化経路協定が認可された旨	公告	c4①	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第43条	第3項	市町村長	認可された移動等円滑化経路協定	縦覧	c4①	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第43条	第3項	市町村長	移動等円滑化経路協定区域	明示	c4①	◆	◆	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第48条	第2項	市町村長	移動等円滑化経路協定の廃止の認可	公告	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認。変形式のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
17	8	港湾法	第37条の2	第2項	港湾管理者(市町村長又は都道府県知事)	港湾隣接地域の指定の期日等	公告	c4②	◆	◆	
17	8	港湾法	第37条の3	第2項	港湾管理者(市町村長又は都道府県知事)	禁止行為の区域又は物件の指定	公示	c4①	◆	◆	
17	8	港湾法	第38条	第3項	港湾管理者(市町村長又は都道府県知事)	臨海地区を定めようとする旨	公告	c4②	◆	◆	
17	8	港湾法	第38条	第3項	港湾管理者(市町村長又は都道府県知事)	臨海地区の区域の案	縦覧	c4②	◆		
17	8	港湾法	第38条	第8項	港湾管理者(市町村長又は都道府県知事)	臨海地区を定めた旨	公告	c4①	◆	◆	
17	8	港湾法	第38条	第8項	港湾管理者(市町村長又は都道府県知事)	臨海地区の区域	縦覧	c4①	◆		
17	8	港湾法	第44条	第1項	港湾管理者(市町村長又は都道府県知事)	料率	公表	c4②	◆	◆	
17	8	港湾法	第50条の4	第4項	特定港湾管理者(市町村又は都道府県)	認定の申請の内容	縦覧	c4②	◆	○	
17	8	港湾法	第50条の4	第6項	特定港湾管理者(市町村又は都道府県)	認定運営者の氏名等	公表	c4Z	c4Z	○	
17	8	港湾法	第54条の3	第4項	港湾管理者(市町村長又は都道府県知事)	認定の申請の内容	縦覧	c4②	◆	◆	
17	8	港湾法	第54条の3	第5項	港湾管理者(市町村長又は都道府県知事)	認定を受けた者の氏名等	公表	c4Z	c4Z	確認	
17	8	港湾法	第56条の3	第5項	都道府県知事	水域において水域施設等を建設し、又は改良しようとする届出又は通知のあった事項	公示	c4①	◆	◆	
17	14	旅行業法	第21条		都道府県知事	旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
17	15	通訳案内士法	第27条		都道府県知事	通訳案内士登録簿	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
17	20	空港法	第12条	第1項	空港管理者(市町村又は都道府県)	空港供用規程	公表	c4①	◆	◆	
18	1	労働組合法	第27条の18		労働委員会	審査の期間の目標の達成状況、審査の実施状況	公表	c4Z	c4Z	確認	
18	3	地方公営企業等の労働関係に関する法律	第5条	第2項	労働委員会	役員等の範囲の認定	告示	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認・実証性のない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
18	5	職業安定法	第32条の13		地方自治体	取扱職種の範囲等求人者及び求職者に対して知らせることが適当である事項	明示	×	×	×	○理由 本規定は、職業紹介事業者に対して、書面の交付等により求職者・求人者ごとに取扱職種の範囲等を明示することを求めることにより、職業安定法の目的である職業紹介事業の適正な運営の確保等を図るための規定である。 仮に、取扱職種の範囲が明示されなくなった場合、求職者・求人者によって職業紹介事業者が取り扱うべき職種の範囲が不明確になり、求職者による求職も求人者による求人も適正に実施されなくなる。また、苦情の処理に関する事項が明示されなくなった場合、苦情処理の申出方法・苦情の受付窓口等が分からなくなり、職業紹介実施後等における求職者等からの苦情の申し立てが適正に実施できなくなる。このように本規定は、職業紹介事業の適正な運営の確保のために必要な規定であることから、全ての職業紹介事業者に対して適用することとしており、職業紹介事業の実施を希望する地方公共団体についても、民間事業者や学校などと同様に、当該明示を行っていただくことが必要である。 また、前述の苦情処理に関する事項の明示義務の必要性の部分等で述べたように、本規定は、求人者・求職者という「範囲が特定された利害関係者に主たる機会を付与するために行われる場合」とするメルクマール「c42」及び「意見の申立て等、後続の手續の不可欠の前提となっている場合」とするメルクマール「c43」に該当するところもある。 したがって、本規定は、現行どおり存置することとする。 ※本規定は、特定の者(求職者・求人者)に対して取扱範囲等の明示を求めているものであり、公示・公告等(一定の事柄を周知させるために発表し、公衆(不特定多数の者)がこれを知ることのできる状態におくこと)に該当しない。
19	2	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律	第18条	第1項	関係県	有明海、八代海の調査結果	公表	c4Z	c4Z	確認	
19	7	エコツーリズム推進法	第8条	第3項	市町村長	特定自然観光資源の特定	公示	c4①	◆	◆	
19	7	エコツーリズム推進法	第8条	第6項	市町村長	指定の解除	公示	c4①	◆	◆	
19	8	自然公園法	第5条	第3項	都道府県知事	利用調整地区の指定、指定解除、区域変更をする場合 (第23条第2項で第5条第3項を準用) 集団施設地区の指定、指定解除、区域変更をする場合 (第36条第2項で第5条第3項を準用)	公示	c4①	◆	◆	
19	8	自然公園法	第7条(⇒第9条)	第6項(⇒第4項)	都道府県知事	国立公園事業の決定	公示	c4①	◆	◆	
19	8	自然公園法	第32条(⇒第44条)	第1項	地方公共団体 都道府県知事	風景地保護協定の締結 風景地保護協定の認可の申請	公告	c4②	◆	◆	
19	8	自然公園法	第32条(⇒第44条)	第1項	地方公共団体 都道府県知事	風景地保護協定	縦覧	c4②	◆	◆	
19	8	自然公園法	第34条(⇒第46条)		地方公共団体 都道府県知事	風景地保護協定の締結 風景地保護協定の認可	公告	c4①	◆	◆	
19	8	自然公園法	第34条(⇒第46条)		地方公共団体 都道府県知事	風景地保護協定の写し	縦覧	c4①	◆	◆	
19	8	自然公園法	第34条(⇒第46条)		地方公共団体 都道府県知事	風景地保護協定区域である旨	明示	c4①	◆	◆	
19	8	自然公園法	第37条(⇒第49条)	第2項	都道府県知事	公園管理団体	公示	c4Z	c4Z	○	
19	8	自然公園法	第37条(⇒第49条)	第4項	都道府県知事	公園管理団体	公示	c4Z	c4Z	○	
19	8	自然公園法	第41条(⇒第53条)	第2項	都道府県知事	公園管理団体の取り消し	公示	c4Z	c4Z	○	
19	9	温泉法	第23条		都道府県知事	登録分析機関登録簿	閲覧	c4Z	c4Z	確認	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：形式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第15条	第2項	都道府県知事	指定禁法禁止区域	公示	c4①	◆	◆	
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第34条	第3項	都道府県知事	休猟区の指定	公示	c4①	◆	◆	
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第70条	第1項	都道府県知事	猟区の認可	公示	c4①	◆	◆	
19	12	動物の愛護及び管理に関する法律	第15条		都道府県知事	動物取扱業者登録簿	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第10条	第8項	都道府県知事	総量規制基準	公示	c4①	◆	◆	
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第27条	第3項	都道府県知事	調査測定の結果	公表	c4Z	c4Z	確認	
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第28条	第4項	都道府県知事	測定結果	公表	c4Z	c4Z	確認	
19	16	大気汚染防止法	第5条の2	第7項	都道府県知事	総量規制基準	公示	c4①	◆	◆	
19	16	大気汚染防止法	第15条	第5項	都道府県知事	燃料使用基準	公示	c4①	◆	◆	
19	16	大気汚染防止法	第24条		都道府県知事	大気の汚染の状況	公表	c4Z	c4Z	確認	
19	17	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第14条		都道府県知事	第一種フロン回収業者登録簿	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
19	20	水質汚濁防止法	第4条の5	第4項	都道府県知事	総量規制基準	公示	c4①	◆	◆	
19	20	水質汚濁防止法	第17条		都道府県知事	水質汚濁の状況	公表	c4Z	c4Z	確認	
19	21	瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条	第4項	府県知事	許可申請	告示	c4②	◆	◆	
19	21	瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条	第4項	府県知事	許可申請	縦覧	c4②	◆	◆	
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第7条	第3条	都道府県知事	規制基準	公示	c4①	◆	◆	
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第25条	第3項	都道府県知事	流出対策地区の指定	公表	c4①	◆	◆	
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第29条	第4項	都道府県知事	湖辺環境保護地区の指定	公表	c4①	◆	◆	
19	23	土壌汚染対策法	第5条(→第6条)	第2項	都道府県知事	指定区域の指定	公示	c4①	◆	◆	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 ●：確認、要式性のない公表であることを閣議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
19	24	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	第12条		都道府県知事	調査測定の結果	公表	c4Z	c4Z	確認	
19	25	騒音規制法	第3条	第3項	都道府県知事	地域の指定	公示	c4①	◆	◆	
19	25	騒音規制法	第19条		都道府県知事	自動車騒音の状況	公表	c4Z	c4Z	確認	
19	28	振動規制法	第3条	第3項	都道府県知事	地域の指定	公示	c4①	◆	◆	
19	30	悪臭防止法	第6条		都道府県知事	規制地域の指定 規制基準を定めたとき	公示	c4①	◆	◆	
20	5	食品衛生法	第65条		都道府県知事、保健所設置市長・区長	食品衛生に関する施策	公表	c4③	◆	◆	
20	6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第24条	第1項	都道府県知事	食鳥検査を行わせる指定検査機関の名称等	公示	c4③	◆	◆	
20	6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第34条	第2項	都道府県知事	指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととした旨	公示	c4③	◆	◆	
20	8	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第16条	第1項	都道府県知事	感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報等	公表	c4Z	c4Z	確認	
20	11	狂犬病予防法	第6条	第8項	市町村長	第6条第7項の規定による未登録犬を抑制した旨の通知を受けた旨	公示	c4②	◆	◆	
20	13	水道法	第14条	第4項	水道事業者	供給規程	周知	c4①	◆	◆	
20	15	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	第9条	第4項	都道府県知事	特定排水基準及び構造等基準	公示	c4①	◆	◆	
20	16	下水道法	第9条	第1項	公共下水道管理者	公共下水道の供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項	公示	c4①	◆	◆	
20	16	下水道法	第9条	第1項	公共下水道管理者	公共下水道の供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を表示した図面	縦覧	c4①	◆	◆	
20	16	下水道法	第14条	第2項	公共下水道管理者	公共下水道の使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあつてはその時間	周知	c4①	◆	◆	
20	16	下水道法	第23条	第3項	公共下水道管理者	公共下水道台帳	閲覧	c4①	◆	◆	
20	16	下水道法	第27条	第1項	都市下水道管理者	都市下水道となるべき下水道の区域	公示	c4①	◆	◆	
20	16	下水道法	第27条	第1項	都市下水道管理者	都市下水道となるべき下水道の区域を表示した図面	縦覧	c4①	◆	◆	
20	25	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第57条の3	第3項	都道府県知事	第57条の3第1項により指定した都道府県生活衛生営業指導センターの名称及び事務所の所在地	公示	c4Z	c4Z	確認	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：要式性のない公表であることを開議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
20	25	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第57条の3	第5項	都道府県知事	都道府県指導センターの事務所の所在地を変更しようとする旨の届出があった旨	公示	c4Z	c4Z	確認	
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条	第4項	都道府県知事	一般廃棄物処理施設の許可申請の事項	告示	c4②	◆	◆	
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条	第4項	都道府県知事	一般廃棄物処理施設の許可申請の事項	縦覧	c4②	◆		
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条	第9項(→第11項)	都道府県知事	計画及び実施の状況	公表	c4Z	c4Z	×	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号、以下「規則」という。)第8条の4の7において、インターネットの利用により公表することとされている。</p> <p>本公表行為については、平成23年10月1日以前は、インターネットの利用によることを規定しておらず、要式性のない公表であったところである。しかしながら、廃棄物処理制度専門委員会報告書(平成22年1月中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会/廃棄物処理制度専門委員会)において、多重排出事業者処理計画制度について、現行制度では、住民への情報提供が不十分であり、公表の徹底等のより一層の制度の充実を図ることが必要であることから、「住民への情報提供・周知・啓発」という観点から、提出等は原則として電子ファイルで行うことを推進した上で都道府県による公表手法としてインターネットを利用するべきである」とされた。これを受け、行政手続法に基づく意見公募を実施した上で規則改正を行い、本公表行為について、インターネットの利用によることを明記したものである。</p>
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2	第10項(→第12項)	都道府県知事	計画及び実施の状況	公表	c4Z	c4Z	×	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号、以下「規則」という。)第8条の17の4において、インターネットの利用により公表することとされている。</p> <p>本公表行為については、平成23年10月1日以前は、インターネットの利用によることを規定しておらず、要式性のない公表であったところである。しかしながら、廃棄物処理制度専門委員会報告書(平成22年1月中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会/廃棄物処理制度専門委員会)において、多重排出事業者処理計画制度について、現行制度では、住民への情報提供が不十分であり、公表の徹底等のより一層の制度の充実を図ることが必要であることから、「住民への情報提供・周知・啓発」という観点から、提出等は原則として電子ファイルで行うことを推進した上で都道府県による公表手法としてインターネットを利用するべきである」とされた。これを受け、行政手続法に基づく意見公募を実施した上で規則改正を行い、本公表行為について、インターネットの利用によることを明記したものである。</p>
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の17	第2項	都道府県知事	指定区域の指定	公示	c4①	◆	◆	
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の17	第4項	都道府県知事	指定の解除	公示	c4①	◆	◆	
20	27	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第9条		都道府県知事	保管および処分の状況	公表	c4Z	c4Z	確認	
20	31	浄化槽法	第57条	第2項	都道府県知事	指定検査機関の指定	公示	c4Z	c4Z	○	
20	44	医療法	第6条の3	第1項	地方自治体(病院等管理者)	医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報	閲覧	c4Z	c4Z	確認	
20	44	医療法	第6条の3	第5項	都道府県知事	6条の3①②により報告された事項	公表	c4Z	c4Z	×	<p>医療機能情報提供制度の運用等については、今秋から検討会を開催し検討することとしており、その中で本件について、関係者の意見を踏まえて、あり方について検討を行うこととした。</p>
20	44	医療法	第6条の11	第2項	都道府県等	医療安全支援センターに係る事項	公示	×	×	×	<p>患者やその家族は、治療を受けた病院、診療所若しくは助産所が所在する都道府県等に設置された医療安全支援センターに相談等を行うことになっているが、全国統一の方法によりその名称及び所在地を公示していただければ、特に、治療を受けた病院等が所在する自治体とは別の自治体に住む患者やその家族が窓口を探すのに不都合が生じたり、そういった方から相談を受けたセンターが適切な窓口を紹介するのに支障が生じる恐れがあるため、当該規定の見直し及び緩和は困難である。</p>

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：要式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
20	44	医療法	第12条の2	第2項	都道府県知事	地域医療支援病院の業務に関する報告書	公表	c4Z	c4Z	×	<p>(再回答) 地域医療支援病院の業務報告については、インターネット、書面による閲覧及び電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する公表を求めている。 上記の方法を求めることにより、インターネットにアクセス出来ない住民・患者も含めて、住民・患者に対して地域医療支援病院の業務に関する情報を入手する手段の確保が可能となる。 いずれかの方法が欠けた場合、地域医療支援病院の承認要件が適切に遵守されているか否かについて住民からのチェック機能が適切に働くような仕組みを構築するという本規定の趣旨に反することから、要式性のない公表への対応は困難である。</p> <p>(再々回答) 前回答したとおり、地域医療支援病院の業務報告については、インターネット、書面による閲覧及び電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する公表を求めている。 上記の方法を求めることにより、インターネットにアクセス出来ない住民・患者も含めて、住民・患者に対して地域医療支援病院の業務に関する情報を入手する手段の確保が可能となる。 いずれかの方法が欠けた場合、地域医療支援病院の承認要件が適切に遵守されているか否かについて住民からのチェック機能が適切に働くような仕組みを構築するという本規定の趣旨に反することから、要式性のない公表への対応は困難である。</p>
21	1	社会福祉法	第93条	第2項	都道府県知事	都道府県福祉人材センター(都道府県センター)の指定	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	1	社会福祉法	第93条	第4項	都道府県知事	都道府県センターの名称等の変更	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	1	社会福祉法	第98条	第2項	都道府県知事	都道府県センターの指定取り消し	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	6	児童福祉法	第22条	第4項	都道府県等	助産施設の設置者、設備及び運営の状況等	情報提供	c4Z	c4Z	確認	
21	6	児童福祉法	第23条	第5項	都道府県等	母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況等	情報提供	c4Z	c4Z	確認	
21	6	児童福祉法	第24条	第5項	市町村	保育所の設置者、設備及び運営の状況等	情報提供	c4Z	c4Z	確認	
21	6	児童福祉法	第24条の16	第4項	都道府県知事	指定知的障害児施設等の設置者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	6	児童福祉法	第24条の18		都道府県知事	指定知的障害児施設等の指定等	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	6	児童福祉法	第25条の2	第3項	地方公共団体の長	要保護児童等に対する支援のための要保護児童対策地域協議会の設置	公示	c4①	◆	◆	
21	6	児童福祉法	第59条の2の5	第2項	都道府県知事	保育所の運営の状況等	公表	c4Z	c4Z	確認	
21	12	老人福祉法	第29条	第9項(⇒第10項)	都道府県知事	有料老人ホーム設置者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第11条	第1項	都道府県	都道府県医療費適正化計画の進捗状況の評価結果	公表	×	×	○	
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第12条	第2項	都道府県	都道府県医療費適正化計画の実績の評価結果	公表	×	×	○	
21	14	介護保険法	第76条の2	第4項	都道府県知事	指定居宅サービス事業者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：形式性のない公表であることを開議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
21	14	介護保険法	第78条	第1項	都道府県知事	指定居宅サービス事業者の指定等	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第78条の8 (⇒第78条の9)	第4項	市町村長	指定地域密着型サービス事業者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第78条の10 (⇒第78条の11)	第1項	市町村長	指定地域密着型サービス事業者の指定等	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第83条の2	第4項	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第85条	第1項	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者の指定等	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第91条の2	第4項	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の開設者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第93条	第1項	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の指定等	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第103条	第4項	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第104条の2	第1項	都道府県知事	【介護老人保健施設の指定取消等をした際の公示】 第百四条の二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。 一 第九十四条第一項の規定による許可をしたとき。 二 第九十九条第二項の規定による廃止の届出があったとき。 三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第九十四条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第113条の2	第4項	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の開設者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第115条	第1項	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の指定等	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第115条の7 (⇒第115条の8)	第4項	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第115条の9 (⇒第115条の10)	第1項	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の指定等	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第115条の16 (⇒第115条の18)	第4項	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第115条の25 (⇒第115条の28)	第4項	市町村長	指定介護予防支援事業者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	14	介護保険法	第115条の29 (⇒第115条の35)	第3項	都道府県知事	介護サービス情報に係る調査結果	公表	c4Z	c4Z	確認	
21	16	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	第18条	第1項	市町村	担当部局及び高齢者虐待対応協力者	周知	c4Z	c4Z	確認	
21	16	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	第25条	第1項	都道府県知事	高齢者虐待の状況、高齢者虐待があった場合にとった措置等	公表	c4Z	c4Z	確認	

②(工)公示・公告等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：要式性のない公表であることを閣議
 決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施
 ◆：存置許容

分野	通番	法律名	条	項	現状			最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
					主体	内容	種類	記号	措置案		
21	22	障害者自立支援法	第49条	第6項	都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等、指定相談支援事業者への命令	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	22	障害者自立支援法	第51条	第1項	都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等、指定相談支援事業者の指定等	公示	c4Z	c4Z	確認	
21	22	障害者自立支援法	第69条	第1項	都道府県知事	指定自立支援医療機関の指定等	公示	c4Z	c4Z	確認	